

が始まります！

※3月までは移行期間です。

しもつけクイズ

問2 小児等インフルエンザ予防接種費用の助成対象となるのは何歳まで？

① 12歳

② 15歳

③ 18歳

指定ごみ袋制度 Q&A



指定ごみ袋制度はいつから始まるの？

制度は10月1日から開始します。
令和7年3月までは従来の袋も使用できますが、令和7年4月以降は、指定ごみ袋以外の袋で出された「もやししかないごみ」は回収することができません。



指定ごみ袋制度の対象となるごみの種類は？

家庭と事業所から排出される「もやししかないごみ」です。以下の品目は指定ごみ袋を使わずに排出することができます。

- ・収集所に排出する場合：落ち葉、下草など
- ・焼却処理場に直接搬入する場合：落ち葉、下草

※これらを他のごみと合わせて排出する場合は、指定ごみ袋の使用が必要ですのでご注意ください。



どこで買えるの？ 価格は？

9月以降に下野市、小山市、野木町などのスーパーやホームセンター等で販売予定です。
価格は店ごとに異なります。

【製造業者認定方式】

指定の仕様を満たしたごみ袋を製造できる製造業者を募集し、認定・登録された複数の製造業者が指定ごみ袋を自由に製造・流通・販売します。複数の製造業者が参入することで、価格や流通の安定など、さまざまなメリットが期待できます。



今後のスケジュールは？

令和6年7月～	住民説明会などの開催
9月～	指定ごみ袋の販売
10月	指定ごみ袋制度導入(移行期間開始) ※令和7年3月まではこれまでのごみ袋でも排出できます。
令和7年4月	指定ごみ袋制度完全実施(移行期間終了) ※「もやししかないごみ」の排出時には、指定ごみ袋をご使用ください。